

第5号議案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
62年亀岡市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

平成29年6月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

亀岡駅北地区地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され た南丹都市計画亀岡駅北地区地区計画の区域のう ち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第2に次のように加える。

亀岡駅北地 区地区整備 計画区域	住宅ゾーン ①	次の各号に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 専用住宅（法別表第 2(イ)項第1号に規定する 「住宅」をいう。ただし、 3戸建て以上の長屋を除 く。） (2) 住宅で令第130条の3第6 号に規定する学習塾、華道	100平方メー トル ただし、地 区集会所その 他これらに類 するものに該 当する建築物 の敷地につい ては、適用し	9メートル	0.75メートル ただし、敷地 境界線のうち次 の各号に掲げる 敷地境界線から 建築物の外壁等 の面までの距離 の最低限度は、 それぞれ当該各
------------------------	------------	--	--	-------	---

	<p>教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの（3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(3) 幼稚園 (4) 診療所 (5) 図書館 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (9) 地区集会所その他これらに類するもの (10) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>	ない。	<p>号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 敷地（道路に接する敷地境界線の長さが敷地境界線の全長の3分の1を超える敷地を除く。）の前面道路の反対側の敷地境界線 1メートル (2) 計画図に表示する道路幅員が6メートルを超える袋小路に用いる転回広場に接する道路境界線 0.5メートル</p>
住宅ゾーン②	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(い)項第1号に規定する「住宅」をいう。） (2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する令第130条の5の3に規定する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (5) 事務所でその用途の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (6) 幼稚園 (7) 診療所 (8) 図書館 (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p>	100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。	1メートル ただし、敷地境界線のうち道路境界線（道路の隅切部分を除く。）に限る。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (11) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (12) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (13) 病院 (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 自動車教習所で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (16) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの (17) 住宅で令第130条の5の2第4号に規定する自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (18) 地区集会所その他これらに類するもの (19) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。） 			
<p>商業ゾーン ①</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの (3) 自動車教習所 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 	<p>500平方メートル</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区集会所その他これらに類するもの (2) 公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び 		

	<p>(8) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>	<p>衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められたもの</p>
<p>商業ゾーン ②</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(5) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(6) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に</p>	<p>100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p>

		<p>関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>		
商業ゾーン ③	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>	<p>500平方メートル</p> <p>ただし、公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、亀岡駅北地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。